

2021年9月27日

静岡県中小企業等応援金のご案内

日頃より当クラブの運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
表題の件について以下ご案内いたします。

静岡県では、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置による、飲食店への休業・営業時間短縮要請、酒類の提供停止要請や不要不急の外出・稼働の自粛要請の影響に伴い、8月、9月の売上が減少した県内中小企業等の事業継続を幅広く支援するため、国の月次支援金に県独自の要件緩和や酒類事業者への上乗せを行う「中小企業等応援金」を創設しました。
以下内容をご確認のうえ積極的にご活用ください。

記

「静岡県中小企業等応援金」

応援金は、「一般枠」と「酒類事業者枠」の2つがあり、下記(1)から(5)の要件をいずれも満たす必要があります。

(1) 下記の対象要件と売上要件を満たすこと

「一般枠」

<対象要件>

- ・2021年8月以降の対象措置に伴い、休業要請・営業時間短縮要請を受けて休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること 又は
- ・不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

<売上要件>

- ・2021年対象月(8月・9月)の売上が、2019年又は2020年の同月の売上と比較して30%以上50%未満減少したこと

「酒類事業者枠」

<対象要件>

- ・酒類の提供停止を伴う営業時間短縮要請等に応じた飲食店と直接・間接の取引があること

<売上要件>

- ・2021年対象月(8月・9月)の売上が、比較月の売上と比較して50%以上減少しており、国の「月次支援金」が交付されること(上乗せ) 又は
- ・8月、9月の売上が、比較月の売上と比較して30%以上50%未満減少したこと(拡大) 又は
- ・対象月(8月、9月)及び前月の売上が、比較月の売上と比較して2か月連続で15%以上減少したこと(拡大)

(2) 中小法人又は個人事業者であって本店又は主たる事務所が静岡県内にあること

(3) 2021年3月31日時点で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること

(4) 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として得ている個人事業者等にあっては被雇用者・被扶養者でないこと

(5) 酒類事業者枠のみ、酒類製造免許又は酒類販売業免許を有すること

申請期間：令和3年10月1日(金)～令和3年12月28日(火)

以上

お問い合わせフリーダイヤル：0120-880-380(静岡県中小企業応援金事務局)

*交付金額等詳細はURLまたはQRコードからご確認ください

URL:<https://shizuoka-ouenkin.com>

